

記者発表資料
令和3年5月20日

担 当	大垣市こども未来部保育課 課長：毛利 主幹：藤橋
連絡先	0584-81-4111（内線2496）、0584-47-7096（直通）

## 育休退園制度の運用見直しについて

### 1 趣 旨

保護者の育児休業取得に伴う保育園等の利用について、本市では、従来、3歳児以上に限り継続利用を認めていましたが、2歳児についても、一定の条件を満たす場合、継続利用が出来るよう運用を見直し、子育て支援環境の充実に努めます。

なお、1歳児以下については、新規利用希望者の途中入園の機会を確保するため、従来通り退園となりますが、段階的に見直します。

※「育休退園」制度とは、育児休業を取得した場合、休業期間中は「家庭での保育が可能」との判断から、保育園等に預けている上の子どもが退園となる制度です。

### 2 見直しの内容

	現在	⇒	見直し後
継続利用対象	3歳児以上		2歳児以上

※2歳児については利用条件あり

### 3 2歳児の継続利用の条件

継続入園の希望があること及び2歳児の新規利用希望者の途中入園の機会が確保できることを前提とし、次の条件を満たす場合に継続利用を可能とします。

- (1) 父母が1月以上の期間、同時に育児休業をしていないこと
- (2) 次のいずれかに該当していること
  - ① 育児休業取得時に継続して6月以上在園していること
  - ② 新たに生まれた子が多児（双子以上）であること
  - ③ 新たに生まれた子を除き未就学児を2人以上養育していること など

### 4 見直しの時期

令和3年5月31日